

1 計画期間

令和6年度から令和11年度（6年間）

2 基本理念

すべての人々がともにつながり、認め合い、いつまでも安心して暮らせるまち

3 基本目標

基本目標1 区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり



様々な区民が地域社会とつながる取組を推進するとともに、地域の支えあいに関心のある人や団体を支援し、地域福祉の担い手づくりにつなげていきます。

基本目標2 サービスの質の向上と利用促進



保健や福祉に係る公的サービスの質の向上を図り、すべての区民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

基本目標3 包括的な支援体制の整備



【重層的支援体制整備事業実施計画内包】

多様化する個人や家族のニーズに対して、公・民を超えた様々な機関や団体などが協働し、包括的な支援体制を整えます。

基本目標4 地域を主体とした福祉活動の推進



区民や地域団体、ボランティア団体の主体的な活動をより一層推進し、楽しみや充実感を感じながら活動していけるよう支援します。

基本目標5 権利擁護の推進



【成年後見制度利用促進基本計画内包】

本人の自己決定を尊重し、周囲の関係者や地域の理解を深めていくことで、子どもや認知症高齢者、障害のある方などの権利を守る体制を整備します。

4 第2期葛飾区地域福祉計画策定にあたってのポイント

○基本目標3

- ・重層的支援体制整備事業実施計画を内包する。
（参考：墨田区重層的支援体制整備事業実施計画）
- ・家族介護者支援について記載する。

○基本目標5

- ・成年後見制度利用促進基本計画では、「権利擁護支援」の視点をクローズアップする。

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画は基本構想及び基本計画と連携していることから、本計画においてもSDGsの理念を踏まえて計画を策定していく。